

# 公益社団法人日本青年会議所 北海道地区北海道ブロック協議会

## 会則

### 第1章 総則

#### 第1条（名称）

本協議会は、公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）北海道地区北海道ブロック協議会（以下「本協議会」という）と称する。

#### 第2条（構成）

本協議会は、当該ブロック内に所在する本会会員会議所（以下「会員会議所」という）と本協議会役員、出向者をもって構成する。

#### 第3条（事務所）

本協議会は、事務所を会長所属の会員会議所内に置く。ただし、特に必要がある場合は、他に事務所を置くことができる。

#### 第4条（目的）

本協議会は、本会の定款で定める目的達成の為、当該ブロックに所属する会員会議所の意見を総合調整し、青年会議所運動の進展に寄与することを目的とする。

#### 第5条（事業）

本協議会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- （1）当該ブロック内に所在する会員会議所相互の情報交換及び連絡調整
- （2）当該ブロック内の地域性に立脚して、ブロック内に所在する会員会議所が共同して取り組むべき広域事業の推進
- （3）本会の目的達成のために必要な事項に関し協議し、当該地区担当常任理事（以下「常任理事」という）を通じ、本会理事会（以下「理事会」という）に対する意見具申
- （4）本会の政策に基づく広域政策の策定と広域運動の展開
- （5）本会ブロック会長会議において討議する議案についての意見統一並びに意見具申
- （6）他のブロック協議会との情報交換
- （7）その他、本協議会の目的の達成に必要な事業

### 第2章 役員

#### 第6条（役員）

本協議会の役員は、次の通りとする。

会長	1人
直前会長	1人
副会長	9人以内
議長・委員長	12人以内
運営専務	1人
事務局長	1人
財政局長	1人
監査担当役員	2人以上4人以内

- 2 本協議会は、前項に定めるもののほか、役員として3人以内の顧問を置くことができる。
- 3 役員の数第1項及び第2項以外には定めないものとする。
- 4 本協議会の役員は、本協議会を構成する会員会議所の正会員でなければならない。ただし、直前会長はこの限りではない。
- 5 会長は、第7条第1項により次年度会長が選出された後、ただちに次年度役員の数について、地区協議会役員会議に上程し承認を得る。

#### 第7条（役員を選任及び解任）

本協議会は、ブロック内に所在する会員会議所により本会定款（以下「定款」という）第34条の議決権を基準として、会員会議所会議において次年度の会長1人を選出し、次年度会頭内定日から7月末日までに、本会会頭に推薦する。

- 2 直前会長は、前年度の会長が就任する。
- 3 副会長、議長、委員長、運営専務、事務局長及び財政特別委員長は、会長の指名により会員会議所会議において選任する。
- 4 監査担当役員は、会員会議所会議において選任する。
- 5 顧問を置く場合は、会員会議所会議において選任する。
- 6 会長を除くその他の役員にあっては、会員会議所会議の議決により解任される。
- 7 会長は本会理事会の議決により解任される。

#### 第8条（役員職務）

会長は、本会定款（以下「定款」という）及び運営規則に基づき、次の職務を行う。

- (1) 本協議会を代表して業務を執行する。
  - (2) ブロック会員会議所会議及び役員会議を招集し、かつ議長となり、会議の運営にあたる。
  - (3) 本会当該年度の指針を直接会員会議所に伝えるための当該ブロック内会員会議所への公式訪問の実施及び公式訪問報告書の作成並びに報告書の地区協議会を通じて理事会への報告を行う。
  - (4) 本協議会の当該年度の予算及び事業計画の立案と、実施した結果の報告。
  - (5) 地区を担当する常任理事を地区協議会副会長として補佐し、担当するブロック協議会における本会の業務を統轄する。
  - (6) ブロック内にて会員会議所を新設し本会への入会を希望するものがある場合は、必要に応じて調査を行い上申書を会長を通じ地区協議会へ提出する。また、当該ブロック内会員会議所の統廃合、名称の変更についても必要に応じて調査を行い上申書を会長を通じ地区協議会へ提出する。
- 2 直前会長は、当該年度の事業報告及び会計報告を行うほか、本協議会の諸会議において意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 議長・委員長は、担当する会議・委員会を招集、主宰し、本協議会の目的達成に必要な事業の推進にあたる。
- 5 運営専務は、会長及び副会長を補佐し、業務を統轄する。
- 6 事務局長は、運営専務を補佐し、業務を処理するとともに事務局を統轄する。
- 7 財政局長は、運営専務を補佐し、会計業務を統轄する。
- 8 監査担当役員は、本会監事の指導に従い、業務の執行及び会計の状況を監査するほか、本協議会の諸会議において意見を述べなければならない。ただし、議決権を有しない。
- 9 顧問は、本協議会の諸会議において意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

#### 第9条（役員の任期）

役員の任期は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。

- 2 役員の任期中に欠員が生じた場合には、補充選出することができる。
- 3 前項によって選出された者の任期は、前任者の残存期間とする。

### 第3章 会議

#### 第10条（会員会議所会議）

本協議会は、会員会議所会議を設置する。

- 2 会員会議所会議は、ブロック内会員会議所理事長をもって構成する。
- 3 第6条の役員は、会員会議所会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 会員会議所会議は、別に定めるほか、次の事項を議決する。
  - (1) 会長を除く役員の選任及び解任
  - (2) その他、本協議会の運営に関する重要な事項
- 5 会員会議所会議は、別に定めるほか、次の事項を担当する地区協議会に上程する為の議決をする。
  - (1) 諸規程の制定及び変更
  - (2) 付加金基準の決定及び変更
  - (3) 年間事業計画及び年間収支予算の決定及び変更
  - (4) 年間事業報告及び年間会計報告の承認
  - (5) その他、本協議会の運営に関する重要な事項

#### 第11条（開催、招集）

会員会議所会議は、定例会員会議所会議（以下「定例会議」という）と臨時会員会議所会議（以下「臨時会議」という）とし、会長がこれを招集する。

- 2 第5条（1）、（3）、（4）項の事業を達成するための定例会議を毎年6回以上開催する。前記の会議開催方法について当該地区担当常任理事の承認を受け、エリア会議等として開催することができる。
- 3 臨時会議は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 3分の1以上の会員会議所より招集の請求がなされたとき
  - (3) 監査担当役員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- 4 前項第2号及び第3号の規定による臨時会議は、その請求を受けた日より30日以内に、会長は招集の手続き

をしなければならない。

#### 第12条（議長）

会員会議所会議の議長は、会長又は会長の指名した者がこれにあたる。

- 2 前条第3項第3号に基づく臨時会議を開催した場合は、出席会員会議所の正会員のうちから議長を選出する。

#### 第13条（議決）

会員会議所会議の議決権数は、会員会議所各1個とする。

- 2 会員会議所会議は、会員会議所の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は別に定めるほか、出席会員会議所の過半数をもって決する。
- 3 会員会議所の理事長は、委任状により、当該会員会議所の正会員を代理人として会員会議所会議に出席させ、議決権を行使することができる。

#### 第14条（役員会議）

本協議会は、その運営を円滑に行うために第6条の役員をもって構成する役員会議を置く。

- 2 役員会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会議は、次の事項を議決する。
  - (1) 会員会議所会議の議決した事項の執行に関すること
  - (2) 会員会議所会議に提出すべき議題
  - (3) その他、本協議会の運営を円滑に行うために必要な事項
- 4 役員会議は、議決権を有する役員3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は、議決権を有する出席役員の過半数をもって決する。
- 5 役員は、他の者に役員会議への出席及び議決権の行使を委任することができない。

#### 第15条（会議・委員会）

本協議会は、第5条の事業の推進及び会務の運営のために必要な会議・委員会を置く。

- 2 会議・委員会の設置及び委員の選任は、会員会議所会議において行う。

### 第4章 会計

#### 第16条（会計）

本協議会の会計については、公益法人会計に準拠した運営を行い、その予算及び決算は地区協議会を通じ理事会に報告し、承認を得なければならない。

- 2 本協議会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。
  - (1) 本会からの補助金
  - (2) ブロック内会員会議所からの付加金
  - (3) その他の収入
- 3 前項第2号に定める付加金の徴収は、本会が行う。
- 4 付加金は、毎年2月末日までに納入するものとする。

## 第17条（事業年度）

本協議会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第5章 会則の変更

### 第18条（会則の変更）

本協議会の会則の変更は、本会理事会が行い、ブロック協議会に変更することができない。

### 第19条（運営規程の制定、変更）

本協議会の目的を達成するため及び運営の円滑化を図るために運営規程を制定することができる。

- 2 運営規程の制定は、本会担当委員会との協議の上、会員会議所会議において構成員の3の2以上の多数によって議決され、地区内会員会議所会議の議決を得たのち地区協議会を通じて理事会に上程され、理事会の承認を経て、これを制定する。
- 3 運営規程の変更は、本会担当委員会との協議の上、会員会議所会議において構成員の3の2以上の多数によって議決され、地区内会員会議所会議の議決を得たのち地区協議会を通じて理事会に上程され、理事会の承認を経て、これを変更する。

### 第20条（諸規程の制定、変更）

前条以外の諸規程の制定もしくは変更を行った場合は、その結果を地区協議会を通じて本会担当委員会及び理事会に報告しなければならない。

## 第6章 補則

### 第21条（補則）

本会則に定めのない事項については、本会の定款、規則、規程及び細則を準用することとし、準用すべき規定がない場合は、会員会議所会議において議決するものとする。

## 附則

この会則の変更規定は、令和3年1月23日から施行する。

平成16年 9月18日 制定

平成20年10月 2日 改正

平成21年 1月 1日 改正

平成22年 6月19日 改正

平成22年10月16日 改正

令和 3年 1月23日 改正